

防衛省仕様書改正票

D S P

K 5403D(3)

ドライクリーニング ソルベント

制定 昭和47年 4月13日
改正 令和 2年 3月18日

(DRY CLEANING SOLVENT)

この改正票は、D S P K 5403D(ドライクリーニング ソルベント)についてのものであり、D S P K 5403D(2)を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 5403Dと併用される。

1.2表1 中 注記2を次のように改める。

注記2 2種は、M I L-P R F-680 DEGREASING SOLVENTに規定するTYPE IIに準拠したものである。

1.4 a) 1) 規格 中

“J I S K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を
 “J I S K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部:振動法
 J I S K 2249-2 原油及び石油製品—密度の求め方—第2部:浮ひょう法
 J I S K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第3部:ピクノメータ法
 J I S K 2249-4 原油及び石油製品—密度の求め方—第4部:密度・質量・容量換算表”に,
 “J I S K 2254 石油製品—蒸留試験方法”を
 “J I S K 2254 石油製品—蒸留性状の求め方”に,
 改める。

1.4 a) 2) 仕様書 に次を追記する。

“M I L-P R F-680 DEGREASING SOLVENT”

1.4 a) 3) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
 “産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

1.4 b) を削除する。

付表1を次のように改める。

付表1-品質

項目	規定		試験方法
	1種	2種	
外観	透明な液体で、不溶解の水、沈殿物及び浮遊物を含まないものとする。		a)

2.

5403D(3)

付表 1－品質(続き)

項目	規定		試験方法
	1種	2種	
蒸留性状	初留点 °C	150以上	177以上
	50 %留出温度 °C	180以下	—
	終点 °C	210以下	212以下
	残油量 %	—	1以下
色	—	25以上	JIS K 2580のセーボルト色試験方法による。
臭気	正常であるものとする。		b)
引火点 °C	38以上	61～92	JIS K 2265-1による。
銅板腐食 ^{c)}	1以下		JIS K 2513による。
反応	中性		JIS K 2252による。
ドクター試験	—	陰性	JIS K 2276による。
密度(15 °C) g/cm ³	報告	0.754～0.820	JIS K 2249-1, JIS K 2249-2, JIS K 2249-3 又は JIS K 2249-4による。

注 ^{a)} 透過光で観察し、透明であるかどうか並びに不溶解の水、沈殿物及び浮遊物の有無を調べる。
^{b)} JIS P 3801に規定する1種～4種のろ紙に少量の試料を滴下し、室温で蒸発させた後、ろ紙においを調べる。においに異常がない場合、“正常である。”とする。
^{c)} 試験温度は、1種50 °C、2種100 °Cとし、試験時間はいずれも3時間とする。

附属書Aを削除する。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名：航空自衛隊 補給本部需品部

防衛省仕様書

D S P

K 5403D

制定 昭和47. 4. 13

改正 平成19. 12. 21

ドライクリーニング ソルベント

(DRY CLEANING SOLVENT)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ドライクリーニング用及び航空機部品等の洗浄用に用いるドライクリーニングソルベントについて規定する。

1.2 種類

種類は、表1による。

表1－種類

種類	物品番号	用途
1種	6850-009-6204-5	ドライクリーニング用
2種	6850-403-1955-5	航空機部品等の洗浄用

注記1 1種は、JIS K 2201に規定する工業ガソリン5号(クリーニングソルベント)である。

注記2 2種は、米国軍仕様書 MIL-PRF-680 DEGREASING SOLVENTに準拠したものである。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 ドライクリーニングソルベント 1種

1.4 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 引用文書

1) 規格

JIS K 2201 工業ガソリン

JIS K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

JIS K 2251 原油及び石油製品—試料採取方法

JIS K 2252 石油製品—反応試験方法

JIS K 2254 石油製品—蒸留試験方法

JIS K 2265-1 引火点の求め方—第1部:タグ密閉法

JIS K 2276 石油製品—航空燃料油試験方法

JIS K 2513 石油製品—銅板腐食試験方法

JIS K 2580 石油製品—色試験方法

JIS P 3801 ろ紙(化学分析用)

NDS Z 0001 包装の総則

2) 仕様書

DSP Z 1002 鋼製ドラム、200L

3) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

K 5403D

b) 関連文書

M I L - P R F - 6 8 0 DEGREASING SOLVENT

2 製品に関する要求

2.1 認定

この仕様書で調達される製品のうち、1種については、工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示¹⁾の許可を受けたものでなければならない。

注¹⁾ J I S K 2 2 0 1 の5号に該当するものであることの表示

2.2 品質

品質は、ドライクリーニング用及び航空機部品等の洗浄用として適当な精製鉱油であって、透明で不溶解の水、沈殿物及び浮遊物を含まず、付表1による試験方法で試験したとき、付表1の規定に適合しなければならない。

3 品質保証

3.1 検査

検査の項目及び試験方法は、付表1によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

3.2 試料採取方法

検査のための試料採取方法は、J I S K 2 2 5 1 による。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、D S P Z 1 0 0 2 に規定するドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は D S P Z 1 0 0 2 に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、N D S Z 0 0 0 1 による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は、15°Cにおける容量(L)とする。

付表1-品質

項 目	規 定		試 験 方 法		
	1 種	2 種			
外観	透明な液体で、不溶解の水、沈殿物及び浮遊物を含まないこと。		a)		
蒸留性状	初留点 ℃ 50%留出温度 ℃ 終点 ℃ 残油量 %	150 以上 180 以下 177 以下 210 以下 — 1.5 以下	J I S K 2254による。		
色	—	21 以上			
臭気	正常であること。				
引火点 ℃	38 以上		J I S K 2265-1による。		
銅板腐食 ^{c)}	1以下		J I S K 2513による。		
反応	中性		J I S K 2252による。		
ドクター試験	—	陰性	J I S K 2276による。		
硫酸吸収量 %	—	5 以下	附属書Aによる。		
密度 (15°C) g/cm ³	報告		J I S K 2249による。		
注 a) 透過光で観察し、透明であるかどうか及び不溶解の水、沈殿物、浮遊物の有無を調べる。					
b) J I S P 3801に規定する1~4種のろ紙に少量の試料を滴下し、室温で蒸発させた後、ろ紙のにおいを調べる。においに異状がないとき、“正常である。”とする。					
c) 試験温度は、1種50°C、2種100°Cとし、試験時間はいずれも3時間とする。					

附屬書 A (規定) 硫酸吸収量試験方法

A. 1 装置

a) 改良形バブコックびん

付図A. 1に示すとおりの形状で、ガラス玉形の栓が付いたものとする。目盛は0から100までで最小目盛は2とし、10ごとに長い線で区切りをつける。目盛部分のしめる容積は $10 \pm 0.1\text{mL}$ とする。

b) 50mLメスシリンド

c) 10mLピペット

A. 2 試薬

試薬として用いる硫酸は、試薬級濃硫酸(比重1.84)をうすめ、滴定によって測定したとき、 $(93 \pm 0.3)\%$ (質量)の濃度になるよう調整する。

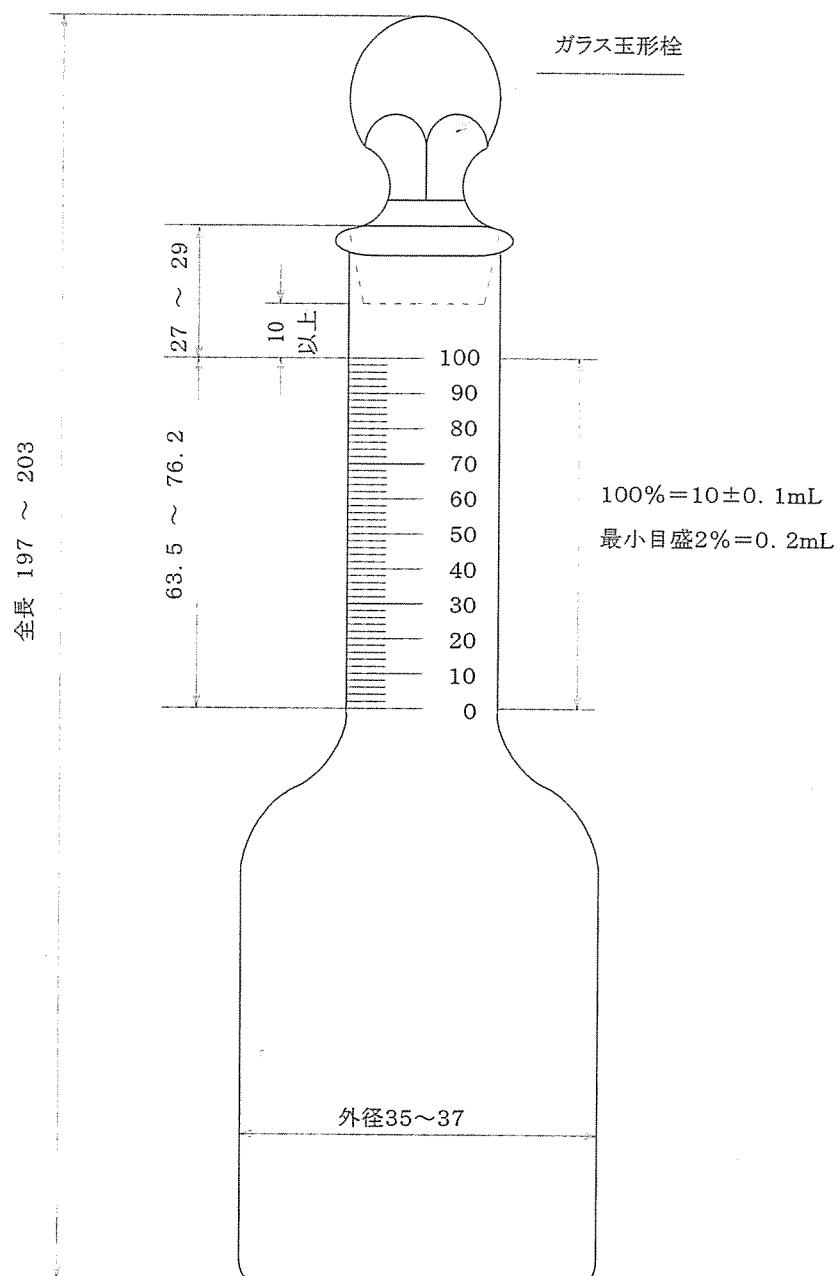
A. 3 操作

20±1°Cに保った試料10mLをピペットで取り、清浄なバブコックびんに移して5分間氷水浴中で冷却する。あらかじめ氷水浴中で冷却した硫酸20mLを、飛散しないようガラス棒を用いて、びんの内壁につたわせ注ぎ入れる。びんはひきつづき10分間氷水浴中に浸して冷却する。この間、びん中の試料表面は水面より低く保つ。10分後、びんを氷水中から取り出し、あらかじめ硫酸でしめられたガラス栓をはめて、60±5秒間はげしく振った後、硫酸を静かに追加して試料表面が目盛の上端近くまで来るようする。それを遠心分離器にかけるか、又は12時間以上静置して液相を分離した後、20±1°Cに保った水浴中に浸し、20°Cにした硫酸を追加して、液上面を目盛の最上端に合わせる。2相の境界面の目盛を読み、硫酸吸収量%とする。

6.

K 5403D

単位 mm



図番	付図A. 1	名称	改良型パブコックびん	尺度	—
防	衛	省			

調達要領指定書	発 簡 番 号	0085
	調達要求番号	2MCQ1AQ0017
	調達要求年月日	令和4年11月10日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年10月31日
品 名	ドライクリーニングソルベント 2種	
仕 様 書 番 号	DSPK 5403D (3)	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

4.1 容器

容器（鋼製ドラム、200L）は官給するものとする。ただし、所要の修理及び洗浄並びに塗装は契約業者が行うものとする。また、容器の輸送は契約業者の負担とする。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号 :

陸上自衛隊仕様書

物品番号	仕様書番号		
油脂類等市販品調達			NQ-Z100019K
防衛大臣承認	平成	年	月 日
作成	平成18年	5月	9日
変更	令和	年	月 日
作成部隊等名	北海道	補給処	

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

1.2.4

品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、
作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的な要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があつてはならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

5 その他の指示

5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びS D S（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	0091
	調達要求番号	2MCQ1AQ0019
	調達要求年月日	令和4年11月10日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和4年10月31日
品 名	外部用フタル酸樹脂エナメル（つや有）1801 白（1）（N 9. 5）	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1801 白 (1) (N 9. 5)	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー
	又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0086
	調達要求番号	2MCQ1AQ0019
	調達要求年月日	令和4年11月10日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和4年10月31日
品名	コンプレッサー油 ISO-VG-32	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
コンプレッサー油 ISO-VG-32	ダフニースーパースクリュー32 コスモスクリュー32 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）

4.1 包装

1 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0087
	調達要求番号	2MCQ1AQ0019
	調達要求年月日	令和4年11月10日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年10月31日
品 名	メチルエチルケトン	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
メチルエチルケトン	東京化学工業(株) 2-ブタノン 純正化学工業(株) 2-ブタノン
	又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

500 mL入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0088
	調達要求番号	2MCQ1AQ0019
	調達要求年月日	令和4年11月10日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年10月31日
品 名	S T P オイルトリートメント	
仕 様 書 番 号	N Q - Z 1 0 0 0 1 9 K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
S T P オイルトリートメント	S T P オイルトリートメント

4.1 包装

300 mL入りとするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0089
	調達要求番号	2MCQ1AQ0019
	調達要求年月日	令和4年11月10日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和4年10月31日
品名	油圧作動油（耐磨耗性）ISO-VG-46	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
油圧作動油（耐磨耗性）ISO-VG-46	スーパー・ハイルンド32 ダフニースーパーハイドロA32 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）

記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0090
	調達要求番号	2MCQ1AQ0019
	調達要求年月日	令和4年11月10日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和4年10月31日
品名	パーマオイル、カートリッジ式、自動洗濯機2号(WE II-300)	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
パーマオイル、カートリッジ式、自動洗濯機2号(WE II-300)	日本アサヒ機工純正 パーマオイル カートリッジ式 S032

4.1 包装

120cc入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号